

広島県告示第八百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年十二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
沖山歯科医院	呉市伏原町一丁目五番一六号	平成二五年三月二日
氏家薬局	呉市本通七丁目一四番七号	平成二年一〇月七日
康仁薬局広支所前店	呉市広古新開二丁目三番二号	平成二五年九月二日
三好歯科クリニック竹原診療所	竹原市中央四丁目二番一号	平成二五年八月一七日
しんがい薬局	竹原市竹原町新開三五四番地七	平成二五年九月二日
小林医院	三原市皆実五丁目三番七号	平成二三年二月二二日
よしかね歯科医院	三原市頼兼一丁目二番二二号	平成二四年一〇月三二日
益田眼科小児科医院	尾道市因島土生町二〇二二番地	平成二五年八月三二日
なかの薬局	尾道市瀬戸田町中野四〇二番地一	平成二五年六月三〇日
トータス薬局大竹店	大竹市本町一丁目四番一五号	平成二五年七月三二日
ひまわり薬局	東広島市西条町寺家七四三二番地二	平成二五年八月五日
西川医院	東広島市高屋町小谷三六七七番地	平成四年七月二二日
坂中央薬局	安芸郡坂町横浜中央一丁目三番五号	平成二五年八月三二日
美和診療所	山県郡北広島町移原六八三番地一	平成二五年七月一日